

## 前回議論の整理

## (1) 1,2-ジクロロエチレンについて

水道水質基準も改正の方向で、シス体及びトランス体の和で評価されようとしているように見える。もし、そうであるとする、環境水のほうも、同じく和で評価する方がよいと思う。水道の基準と切り離してしまうのがよいかよく検討する必要がある。

## (2) 1,4-ジオキサンについて

①環境基準として設定すべきではないかとかいうことになっているが、環境基準に上がり、排水規制ということになると、やはり慎重に考えていく必要があると思う。要監視項目を環境基準にあげていくときには定量的な目安もいるのではないか。

②排水の影響により水道局の取水の時に水道水の基準を超えてしまうという事例があった。井戸からも高濃度で検出される事例もあり、多摩川の調査でも上流から下流まで負荷量が変わらないという事例がある。非常に水に溶けやすく処理も難しいので、環境基準とすることが望ましいと考える。

③排水規制があったときに、処理という立場からは1,4-ジオキサンは安定な物質で処理しにくいということも考えるべき。

④1,4-ジオキサンはいろいろな用途で使用されるが、主に洗剤として使われる例が多く、ほとんどが事業所内では処理されず廃棄物として出されている。廃棄物を受けた者もその物を処理・再利用したりすることが非常に難しいので、利根川などの例でも下水道に排出され、結果河川に流出することになった。このように廃棄物に移行するものが非常に多いので、環境管理の立場からは環境基準に指定することで他の薬剤に転換してもらうことがしかるべき方向だと思う。

⑤この1,4-ジオキサンの毒性評価は、NOAELをとったり、閾値なしということで評価したりしているが、一応、閾値なしが考えられる発がん物質である。こういう、閾値なしの発がん物質は、代替物質があれば替えていこうというのが原則で、環境基準とし、規制もあれば、代替物に替わっていくということになると思う。

## (3) その他

①要監視項目の位置づけについて改めて検討すべきだと思う。これは法的な位置づけをとというようなこともおそらくあるのだろうと思う。そこまで行かない場合でも、例えば、全く対応しない自治体が増えていくことが非常に懸念されることになれば、公表ということも検討しないといけないではないかと思う。

②化学物質の使用情報などは都道府県環境部局が一番把握しているが、このような情報を活用して、河川管理者、水道事業管理者が環境部局と一体となってお互いにサポートするシステムが必要ではないか。